

令和8年度千葉県保育所保育士等研修事業 業務委託仕様書

本仕様書は、千葉県が「令和8年度千葉県保育所保育士等研修事業」を委託するに当たり、その仕様等に関し必要な事項を定めるものである。

1 件名 「令和8年度千葉県保育所保育士等研修事業」業務委託

2 事業の目的

保育所は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条の規定に基づき、保育を必要とする子どもの保育を行い、その健全な心身の発達を図ることを目的とした児童福祉施設である。その目的を達成するため、保育所に携わる職員に対し、職務や職責に応じて必要となる知識・技術の習得、向上を図る研修を実施する。

併せて、保育を取り巻く状況の変化に対応した最新の情報や知識を習得するための研修を実施する。

3 委託期間

契約締結日から令和9年3月12日まで

4 委託業務内容

(1) 業務内容

ア 研修申込に関すること

- ・受講申込書の作成及び施設への送付
- ・受講申込の受付
- ・受講予定者名簿の作成
- ・受講予定者への決定連絡

イ 研修の実施に関すること

- ・研修日程の設定及び研修会場の確保
- ・講師の選定及び連絡調整
- ・研修内容の企画
- ・配布資料の企画及び作成
- ・研修当日の運営
- ・受講者に対するアンケートの実施

ウ その他

- ・研修に係る実施結果報告書の作成及び提出
- ・事業完了報告書及び収支決算報告書の作成及び提出
- ・研修に関する問い合わせ対応等

(2) 上記に係る留意事項

【研修の実施予定について】

ア 研修の実施予定については、別紙のとおりとする。

イ 開催時期は、契約日から令和9年2月上旬までの間とすること。

ウ 契約締結後速やかに県と協議し、千葉県内の会場を確保すること。また、会場使用料は受託者の負担とし、委託金額に含めること。なお、日程及び時間帯の設定については、受講者が参加しやすいよう適宜工夫すること。

【研修の申込及び開催通知等について】

- ア 県内の保育所・認定こども園等に勤務する者を広く対象とすること。
- イ 受講申込書を作成し、施設・市町村へ送付すること。

【研修内容の企画及び講師の選定について】

- ア 講師は、受講者に対して必要かつ適切な知識・技能等の提供ができる者を選定すること。
- イ 研修は、講義形式を基本とするが、適宜演習・グループ討議を取り入れる等学びが深まるような工夫をすること。
- ウ 各階層別研修において、保育者による虐待等の不適切な保育の未然防止に関する内容を盛り込むこと。
- エ 令和8年1月にこども家庭庁が策定した「こども性暴力防止法施行ガイドライン」及び文部科学省が推進している「生命の安全教育」を参考に、性的虐待の防止につながる内容を盛り込むこと。

【研修当日の運営について】

- ア 会場との事前連絡準備、機器・研修資料等の準備、会場設営、受付・進行、講師の対応、片付け等、研修の運営に必要な業務全てを行うこと。
- イ 感染症対策を万全に行ったうえで研修を実施すること。
- ウ 気象状況その他の事情により休講する場合に備え、あらかじめ受講者への連絡体制を整備しておくこと。また、休講する場合は事前に県と協議すること。
- エ 休講した場合の費用の精算については、別途、県と協議すること。

【報告書の提出について】

- ア 「令和8年度千葉県保育所保育士等研修事業」に係る実施結果報告書を作成し、令和9年2月末までに提出すること。実施結果報告書の内容は次のとおりとする。
 - ・実施した研修についてまとめたもの
 - ・研修生に対して実施したアンケート調査について集計・分析したもの
 - ・ア及びイの結果をもとに今後の事業改善等についてまとめたもの
 - ・その他参考となる資料
- イ 事業完了報告書及び収支決算報告書を作成し、令和9年3月12日までに提出する。

【その他】

- ア 研修の実施方法については、集合研修のほか一部eラーニングによる実施も可能とする。
- イ eラーニングによる研修を行う場合は、受講者の本人確認及び修了確認、受講者からの問い合わせ対応について十分な体制を整えること。

5 その他留意事項について

- (1) 事業の実施等について、県から報告を求められた場合は、速やかに報告すること。
- (2) 県の求めがあった場合には、契約締結後においても、研修内容や実施方法について協議し、必要に応じて見直しを加えること。
- (3) 事業の実施に支障を生じるような場合は、随時県と協議を行い、早急に改善策を検討すること。
- (4) 本事業の実施に伴い取得した個人情報为本事業以外で利用しないこと。
- (5) 受講者等の個人情報については慎重に取り扱うこととし、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。

令和8年度千葉県保育所保育士等研修事業実施予定表

区分	目的	1回当り定員	開催回数
I 階層別研修			
1	保育所長研修	施設長又はそれに準ずる者に対して、保育所の運営管理及び責務等について理解を深めるための研修を行い、保育所長(リーダー)としての資質向上を図る。	100人程度 2回以上
2	主任保育士研修	主任保育士又はそれに準ずる保育士に対して、職責を果たすために必要な研修を行い、保育士の統率者及び施設長の補佐としての資質の向上を図る。	100人程度 2回以上
3	中堅保育士研修	中堅保育士に対して、保育所において中核的な役割を果たすために必要な研修を行い、中堅保育士としての資質向上を図る。	100人程度 1回以上
4	初級保育士研修	新任保育士に対して保育、児童心理、実技等保育の基礎知識を修得させるための研修を行い、保育者としての資質向上を図る。	100人程度 2回以上
II 専門分野別研修			
5	病児・病後児保育に関する研修	病児・病後児保育に必要な研修を行い、保育内容の向上を図る。	100人程度 1回以上
6	保育特別講座	保育全般に係る最新情報等トピック的な研修を行い、知識の向上を図る。	100人程度 1回以上

個人情報取扱特記事項

第1 基本的事項

乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行う。

第2 事務従事者への周知及び監督

(事務従事者への監督)

- 1 乙は、この契約による事務を行うために取り扱う個人情報の適切な管理が図られるよう、事務従事者に対して必要かつ適切な監督を行う。

(事務従事者への周知)

- 2 乙は、事務従事者に対して、次の事項等の個人情報の保護に必要な事項を周知させるものとする。
 - (1) 事務従事者又は事務従事者であった者は、その事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせてはならないこと
 - (2) 事務従事者又は事務従事者であった者は、その事務に関して知り得た個人情報を不当な目的に使用してはならないこと

第3 個人情報の取扱い

(収集の制限)

- 1 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、当該事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段によりこれを行う。

(秘密の保持)

- 2 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(漏えい、滅失及びき損の防止等)

- 3 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報について、個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じる。

(持ち出しの制限)

- 4 乙は、甲が承諾した場合を除き、この契約による事務を甲が指定した場所で行い、個人情報が記録された機器、記録媒体、書類等（以下「機器等」という。）を当該場所以外に持ち出してはならない。

(目的外利用及び提供の制限)

- 5 乙は、甲の指示がある場合を除き、個人情報をこの契約の目的以外の目的のために利用し、又は甲の承諾なしに第三者に対して提供してはならない。

(複写又は複製の制限)

6 乙は、この契約による事務を処理するために甲から引き渡された個人情報記録された機器等を甲の承諾なしに複写又は複製してはならない。

第4 再委託の制限

乙は、甲が承諾した場合を除き、この契約による事務については自ら行い、第三者にその取扱いを委託してはならない。

第5 事故発生時における報告

乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

第6 情報システムを使用した処理

乙は、情報システムを使用してこの契約による事務を行う場合には、この特記事項のほか、最高情報セキュリティ責任者（総務部デジタル改革推進局デジタル推進課が所管する千葉県情報セキュリティ対策基準（平成14年3月15日制定）5（1）アに規定する職にある者をいう。）の定める「データ保護及び管理に関する特記仕様書」等を遵守する。

第7 機器等の返還等

乙は、この契約による事務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報記録された機器等は、この契約完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に作業の方法を指示したときは、当該方法によるものとする。

第8 甲の調査、指示等

（調査、指示等）

1 甲は、乙がこの契約により行う個人情報の取扱状況を随時調査し、又は監査することができる。この場合において、甲は、乙に対して、必要な指示を行い、又は必要な事項の報告若しくは資料の提出等を求めることができる。

（公表）

2 甲は、乙がこの契約により行う事務について、情報漏えい等の個人情報を保護する上で問題となる事案が発生した場合には、個人情報の取扱いの態様、損害の発生状況等を勘案し、乙の名称等の必要な事項を公表することができる。

第9 契約の解除及び損害の賠償

甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除し、及び乙に対して損害の賠償を請求することができる。

- (1) 乙又は乙の委託先（順次委託が行われた場合におけるそれぞれの受託者を含む。）の責めに帰すべき事由による情報漏えい等があったとき
- (2) 乙がこの特記事項に違反し、この契約による事務の目的を達成することができないと認められるとき